

九州大学危機管理室規程

令和2年度九大規程第76号

制定：令和3年3月30日

最終改正：令和4年3月31日

(令和3年度九大規程第145号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学則(平成16年度九大規則第1号)第16条第3項の規定に基づき、危機管理室の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 危機管理室は、次に掲げる具体的業務を行う。

- (1) 危機管理(リスクマネジメント及びリスクアセスメントの実施、事業継続計画及び各種マニュアルの作成等をいう。以下同じ。)に関する企画・立案等の業務
- (2) 危機発生時における各種対応等の業務
- (3) その他全学的な危機管理に係る業務

(組織)

第3条 危機管理室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第4条 室長は、危機管理を担当する理事をもって充てる。

- 2 室長は、危機管理室の業務を掌理する。

(副室長)

第4条の2 副室長は、総務部長をもって充てる。

- 2 副室長は、室長の職務を補佐し、危機管理室の業務に関する重要事項を統括整理する。

(室員)

第5条 室員は、教員又は職員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

- 2 室員は、室長の命を受け、危機管理室の業務を処理する。

(協力教員)

第6条 危機管理室に、必要に応じて、協力教員を置くことができる。

- 2 協力教員は、本学の教員で、危機管理に関し専門的知識を有する者のうちから室長が指名する。
- 3 協力教員は、室長の命を受け、危機管理室の業務について指導、助言及び協力する。

(事務)

第7条 危機管理室の事務は、事務局及び部局事務部各課等の協力を得て、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、危機管理室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大規程第145号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。